



①所得割の税率 市民税6%、県民税4%

②調整控除

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする

		市 民 税	県 民 税
合計課税所得金額	200万円以下の場合	所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額の少ない方×3/100	所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額の少ない方×2/100
	200万円超の場合	{(所得税との人的控除額の差額の合計額) - (合計課税所得金額-200万円)} → 最低5万円×3/100	{(所得税との人的控除額の差額の合計額) - (合計課税所得金額-200万円)} → 最低5万円×2/100

③税額控除

(ア) 配当控除

種類	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(イ) 寄附金税額控除

基本控除	市 民 税		県 民 税	
	(寄附金額と総所得金額等の30%とのいづれか少ない金額-2,000円) × 6/100		(寄附金額と総所得金額等の30%とのいづれか少ない金額-2,000円) × 4/100	
特例控除	上記のうち、都道府県、市町村または特別区に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部または市町村が条例で指定する団体に対して寄附を行った場合	市 民 税	県 民 税	
	{(寄附金額と総所得金額等の30%とのいづれか少ない金額-2,000円) × (90%-所得税率×1.021)} を掛けた金額 × 3/5		{(寄附金額と総所得金額等の30%とのいづれか少ない金額-2,000円) × (90%-所得税率×1.021)} を掛けた金額 × 2/5	

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年の所得税において平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

対象者	控除限度額			
次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和7年12月までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる方	次の①と②のいづれか少ない金額 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額の5%（上限97,500円）			
下記のいづれかに当てはまる場合、控除限度額の②は所得税の課税総所得金額の7%（上限136,500円）となります。 ・平成26年4月～令和3年12月に入居し、かつ消費税8%以上で契約した場合 ・令和4年中に入居した方のうち、消費税10%、かつ一定期間内（※）に住宅の取得に係る契約をした場合 ※新築の場合は令和2年10月～令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得や増改築等の場合は令和2年12月～令和3年11月に契約				
前年の所得税において平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合				
次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和7年12月までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる方				

④均等割額 市民税3,000円、県民税2,000円（うちみどり環境税1,000円）、森林環境税（国税）1,000円

#### 令和8年度市・県民税の主な改正点

給与所得控除の見直し、各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ、特定親族特別控除の創設、子育て世帯等に対する住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充の延長など  
詳細は市のホームページをご覧ください。

#### 郵送等での提出

- 申告書に必要事項を記入し、所得や控除を証明できる書類とあわせてご郵送ください。
- 添付書類は返却しないため、原本が必要な方はコピーを送付してください。
- 受付印を押した申告書を返送ご希望の方は、返信用封筒（宛先を記載、所要額の切手を貼付）を同封してください。

#### お問い合わせ・申告書の郵送先

天童市税務課市民税係

TEL: 023-654-1111 内線: 774~776  
〒994-8510 天童市老野森1丁目1番1号

# 令和8年度 市・県民税申告の手引き

## 市・県民税申告が必要な方（確定申告書を提出される方を除きます）

令和8年1月1日現在、天童市に住所を有し、下記に該当する方

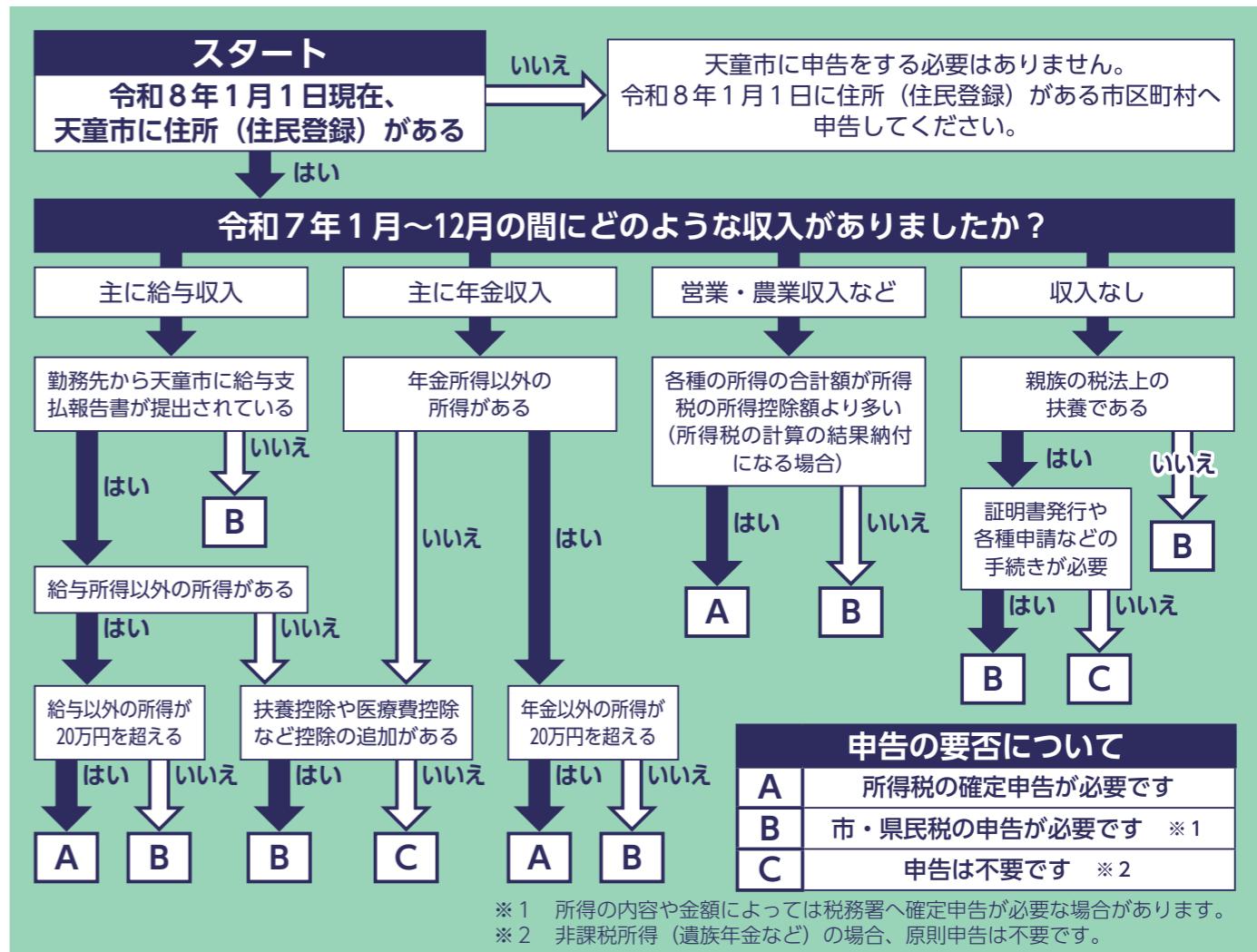
①令和7年1月1日から12月31日までの1年間に収入のある方

②給与所得者のうち次の方

(ア) 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった方（日雇、パートなどで働いている方を含みます）

(イ) 給与所得以外の所得（不動産・農業・営業・雑・譲渡など）のある方（所得税では、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下のときは、確定申告は不要となっていますが、市県民税については申告をしなければなりません）

③公的年金等受給者で確定申告義務がない方（公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ雑所得以外の所得金額が20万円以下の方）のうち、公的年金等の源泉徴収票にある控除以外の各種控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）を受ける方



## 下記の場合は税務署へ確定申告が必要です

- 青色申告の方
- 新たに住宅ローン控除を受ける方
- 災害等による雑損控除や繰越損失の申告
- 金融商品（株式、仮想通貨等）に関する申告
- 土地、建物の譲渡に関する申告

詳しくは税務署に  
お問い合わせください

山形税務署  
023-622-1611

# 下記の種類「ア～シ、および①～⑦」は市・県民税申告書に記載されています。

市・県民税の申告書をご準備いただき、以下に沿ってご記入ください。

## 収入金額等・所得金額について

収入金額等(ア～シ)…前年中に収入が確定した額  
所得金額(①～⑪)…収入金額等からそれぞれの計算方法にもとづき必要経費等を差し引いた額

### 種類 内容

事業 営業等 ア ① 卸売業、製造業、小売業、飲食業、建設業、金融業、保険業などから生ずる所得  
医師、税理士、外交員、集金人、ホステスなど自由職業から生ずる所得

農業 ② 農産物の生産、果樹などの栽培、酪農などから生ずる所得

不動産 ウ ③ 土地や建物などの不動産、地上権、永小作権、借地権などの不動産上の権利などの貸付によって生ずる所得

利子 エ ④ 国外で支払われる預金等の利子などに係る所得

配当 オ ⑤ 株式の配当、出資の配当、余剰金の配当などによる所得

給与 カ ⑥ 給料、俸給、賃金、賞与、歳費などの所得

雜(上記のいずれにも当たらない所得) 公的年金等 キ ⑦ 厚生年金、国民年金、恩給、農業者年金、共済年金など  
※所得の計算方法は右の表をご覧ください

業務 ク ⑧ 原稿料、講演料、シルバー人材センターなどの副収入による所得

その他 ケ ⑨ 生命保険の年金(個人年金)、暗号資産取引など⑦・⑧以外の所得

短期 コサ ⑩ ゴルフ会員権、機械器具、骨董品などの譲渡による所得  
※譲渡した日において所有期間5年以下は短期、それ以外は長期に区分されます。

長期 コサ ⑪ 賞品、懸賞品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金・損害保険金の返戻金などの所得

分離課税の譲渡所得のある方へ  
(詳細は山形税務署へお尋ねください)

主な 内容 土地、借地権などの土地上の権利、建物および建物附属設備、建築物、特定の有価証券などの譲渡による所得

区分 譲渡した年の1月1日において所有期間5年以下は短期、5年を超える場合は長期に区分されます。

### 公的年金等所得の計算方法

受給者の年齢	公的年金収入額	割合	控除額
昭和36年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	130万円未満	一	600,000円
	410万円未満	75%	275,000円
	770万円未満	85%	685,000円
	1,000万円未満	95%	1,455,000円
	1,000万円以上	一	1,955,000円
昭和36年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	330万円未満	一	1,100,000円
	410万円未満	75%	275,000円
	770万円未満	85%	685,000円
	1,000万円未満	95%	1,455,000円
	1,000万円以上	一	1,955,000円

公的年金等所得 = 公的年金収入額 × 割合 - 控除額

公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額、2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額となります。

**事業専従者に関する事項**  
生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の(1)(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。  
※配偶者控除等との併用はできません。  
(1) ①配偶者 86万円 ②配偶者以外の親族 50万円  
(2) 専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

### 所得控除について

種類	適用範囲および控除額	
社会保険料控除	⑬ 本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料(国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)を支払った場合	支払保険料の合計
小規模企業共済等掛金控除	⑭ 小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金を支払った場合	支払掛け金の合計

生命保険料控除

新契約(平成24年1月1日以後に契約したもの)

支払った保険料の金額(A)	控除額
12,000円以下	(A)の金額
12,001円～32,000円	(A) × 1/2 + 6,000円
32,001円～56,000円	(A) × 1/4 + 14,000円
56,001円以上	28,000円

旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)

支払った保険料の金額(B)	控除額
15,000円以下	(B)の金額
15,001円～40,000円	(B) × 1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	(B) × 1/4 + 17,500円
70,001円以上	35,000円

新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれで算出した金額の合計額が控除額(最高28,000円)

種類	適用範囲および控除額		種類	適用範囲および控除額	
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高25,000円)			合計所得金額が1,000万円以下の納稅者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が58万円を超える方。	
地震保険料	支払った保険料の金額	控除額	配偶者の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額	
⑯	50,000円以下	支払額 × 1/2	900万円以下	900万円超 950万円以下	
	50,001円以上	25,000円	1,000万円以下	950万円超 1,000万円以下	
旧長期損害保険料	支払った保険料の金額	控除額	配偶者特別控除	控除額	
⑯	5,000円以下	支払った保険料の金額	⑯	58万円超 100万円以下	33万円 22万円 11万円
	5,001円～15,000円	支払額 × 1/2 + 2,500円		100万円超 105万円以下	31万円 21万円 11万円
⑯	15,001円以上	10,000円		105万円超 110万円以下	26万円 18万円 9万円
				110万円超 115万円以下	21万円 14万円 7万円
寡婦控除	①または②を満たし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと		扶養控除	生計を一にする配偶者以外の親族等で、前年の合計所得金額が58万円以下の方。	
⑯	①夫と死別後再婚していない方、または夫が生死不明の方で、前年の合計所得金額が500万円以下		⑯	16万円超 120万円以下	16万円 11万円 6万円
	②夫と離別後再婚していない方で、扶養親族を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下			120万円超 125万円以下	11万円 8万円 4万円
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、前年の合計所得金額が500万円以下		⑯	125万円超 130万円以下	6万円 4万円 2万円
⑯				130万円超 133万円以下	3万円 2万円 1万円
				133万円超	0円 0円 0円
勤労学生控除	大学生・高校生・一定の専修学校の生徒等で、前年の合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下		特定親族特別控除	生計を一にする特定親族(19歳から22歳まで)に該当する方で、前年の合計所得金額が58万円を超える方。	
⑯			⑯	平成19年1月2日から平成22年1月1日に生まれた方	33万円
				昭和31年1月2日から平成15年1月1日に生まれた方	
障害者控除	本人や同一生計の配偶者または扶養親族が下記に該当する場合		⑯	平成15年1月2日から平成19年1月1日に生まれた方	
⑯	身体障害者手帳3～6級、療養手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級以下など		⑯	老人 同居老親等以外の方	45万円
				同居老親等(※)	38万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療養手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など		⑯	70歳以上	
⑯				年少	45万円
				0歳から15歳まで	0円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている方		基礎控除	生計を一にする特定親族(19歳から22歳まで)に該当する方で、前年の合計所得金額が58万円を超える方。	
⑯			⑯	特定親族の合計所得金額	控除額
				58万円超 95万円以下	45万円
配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の納稅者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が58万円以下の方。上記のうち昭和31年1月1日以前生まれの方は老人控除対象配偶者。		⑯	95万円超 100万円以下	41万円
⑯	※内縁関係の方は配偶者に該当しません。		⑯	100万円超 105万円以下	31万円
				105万円超 110万円以下	21万円
医療費控除	合計所得金額が1,000万円以下の納稅者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が58万円以下の方。上記のうち昭和31年1月1日以前生まれの方は老人控除対象配偶者。		⑯	110万円超 115万円以下	11万円
⑯	※内縁関係の方は配偶者に該当しません。		⑯	115万円超 120万円以下	6万円
				120万円超 123万円以下	3万円
医療費	合計所得金額	控除額	⑯	合計所得金額	控除額
⑯	2,400万円以下		⑯	2,400万円以下	43万円
				2,400万円超 2,450万円以下	29万円
セルフメディケーション税制	2,450万円超 2,500万円以下		⑯	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
⑯	2,500万円超		⑯	2,500万円超	0円
				災害、盜難、横領などにより損害を受けた場合	
医療費控除	①(災害等による実損失額 - (総所得金額等の合計額 × 10%))		⑯	①か②のいずれか高い方の金額	
⑯	②(災害関連支出の金額 - 5万円)			①か②のいずれか高い方の金額	
				もしくは、スイッチOTC医薬品等を購入した場合	
医療費	本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合		⑯	一方を選択	
⑯	①(支払った医療費 - 保険などの補てん金額) - ((総所得金額等 × 5%))		⑯	①か②のいずれか	